

柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針

1 柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の背景と基本的事項

(1) まち・ひと・しごと創生法の制定と国による「長期ビジョン」及び「総合戦略」の策定

国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）を制定し、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること及び地域社会における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図ることとしている。

さらに、平成 26 年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしている。

(2) 柏崎市の「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定

まち・ひと・しごと創生については、我々地方と国が一体となり、中長期的な視点に立って取り組む必要がある。このため、国の長期ビジョン及び国の総合戦略、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しつつ、法第 10 条第 1 項の規定により、以下のとおり策定する。

ア 本市の人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョン

イ 地方人口ビジョンを踏まえて、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）

(3) 総合戦略の性格

総合戦略は、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、本市の実情に沿った地域性のある計画とする。また、第四次総合計画基本構想の基本理念、策定の基本的な考え方及び次期総合計画策定の基本的な考え方を踏まえた計画とする。

2 地方人口ビジョンの策定

(1) 地方人口ビジョンの位置づけ

地方人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を定めることとする。

(2) 計画期間

地方人口ビジョンの計画期間は、2060 年（平成 72 年）を目途とする。

(3) 計画の構成

ア 人口の現状分析

① 人口動向分析

本市の総人口や年齢 3 区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移動向、産業別の就業状況や雇用状況などの人口動向に関連する事項について分析を行い、その結果を掲

載する。

② 将来人口の推計と分析

民間機関等による地域別将来人口推計、市独自の将来人口推計を活用し、計画期間終了までの本市における将来人口の分析を行い、その結果を掲載する。

③ 人口の変化が本市の将来に与える影響の分析・考察

人口の変化が、将来の市民の生活や地域経済・市政に与える影響について分析又は考察を行い、その結果を掲載する。

イ 目指すべき将来の方向

アの人口の現状分析の結果を踏まえ、本市の現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。

3 総合戦略の策定

(1) 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後 5 年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめることとする。

(2) 計画期間

総合戦略の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とする。

(3) 計画の構成

ア 基本目標

国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの 5 年後の基本目標を設定する。

イ 講ずべき施策に関する基本的方向

アで定める政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を設定する。

ウ 具体的な施策と客観的な指標

イで定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を定める。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに指標を設定する。

4 策定体制

(1) 地方人口ビジョン及び総合戦略を策定するに当たり、柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を設置する。

(2) 柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会は、総合戦略に係る基本的な考え方等について、協議、検討を行い、その結果を市長に報告する。

(3) 庁内の策定体制は、庁議メンバーを中心に策定を進める。

5 策定日程

地方人口ビジョン及び総合戦略は、平成 27 年 10 月を目途に策定する。